

令 和 元 年 度

甲州市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

甲州市監査委員

甲州監第23号
令和2年8月19日

甲州市長 鈴木幹夫様

甲州市監査委員 長瀬静男

甲州市監査委員 廣瀬宗勝

令和元年度甲州市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第2条第1項の規定により審査に付された、令和元年度甲州市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和元年度 甲州市健全化判断比率審査意見

1 審査対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査期間

令和2年7月30日から令和2年8月5日まで

3 審査の方法

審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及び関係職員から内容を聴取し行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	13.33
②連結実質赤字比率	—	18.33
③実質公債費比率	16.0	25.0
④将来負担比率	147.1	350.0

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」が記載される。

(1) 個別意見

①実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は、実質赤字額がなく健全な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がなく健全な状態にあると認められる。

③実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率(決算年度を含めた前3箇年度平均)は16.0%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な状態にあると認められる。

④将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は147.1%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、健全な状態にあると認められる。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度 甲州市資金不足比率審査意見

1 審査対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した次の会計の書類

水道事業会計

勝沼ぶどうの丘事業会計

勝沼病院事業会計

下水道事業特別会計

簡易水道事業特別会計

2 審査期間

令和2年7月30日から令和2年8月5日まで

3 審査の方法

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及び関係職員から内容を聴取し行った。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会計の名称	令和元年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
勝沼ぶどうの丘事業会計	—	20.0
勝沼病院事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	10.4	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」が記載される。

(1) 資金不足比率について

下水道事業特別会計において、公営企業に移行する手続き上、赤字となつたため資金不足比率10.4%と算定されている。

また、そのほかの会計については、資金不足額はなく、良好な状態にあると認められる。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。